資料 1-3

概要版

（素案）

堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

【令和９（2027）～11（2029）年度】

安心　すこやか　支え合い

自分らしく暮らし続けられる堺

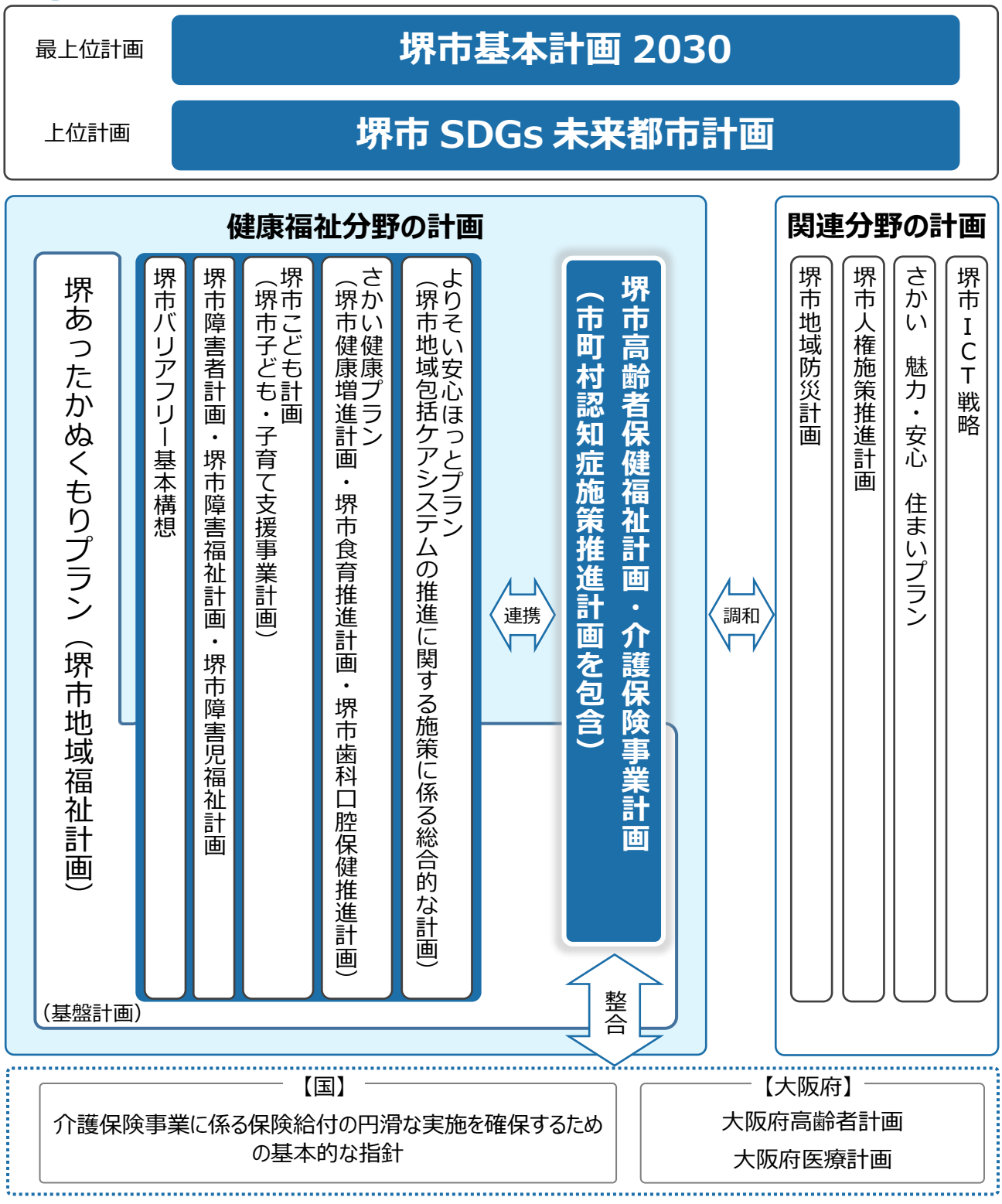
令和９（2027）年３月

堺市 SAKAI CITY

計画策定の趣旨

高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けられるよう、地域や関係機関等の多様な主体と連携し、高齢者保健福祉施策及び認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため本計画を策定します。

計画の位置づけ



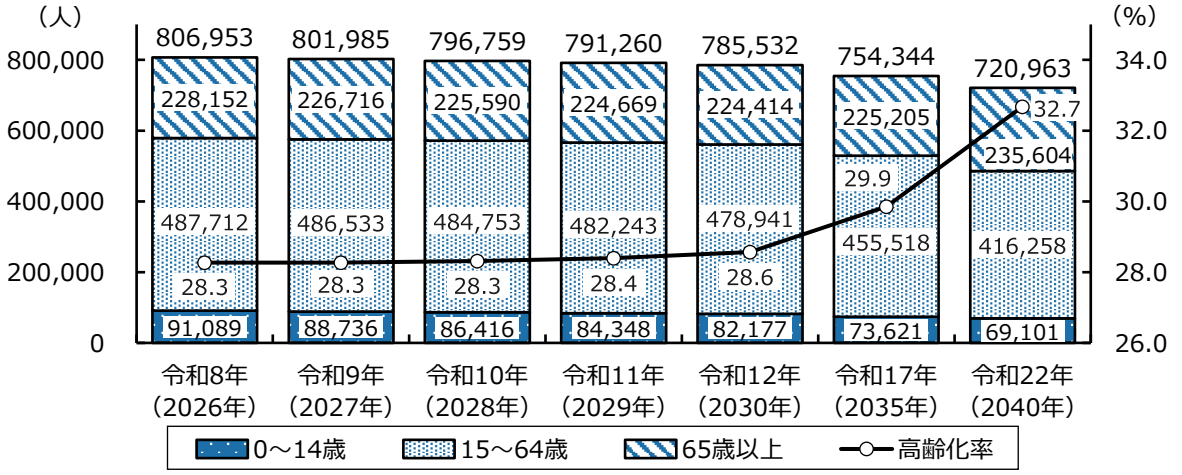
計画の期間

令和９（2027）年度から令和 11（2029）年度までの３年間。団塊ジュニア世代が高齢者となる令和 22（2040）年を見据え、本計画は中長期的な展望に立って策定します。

高齢者数等の将来推計

堺市の将来人口は減少傾向にあり、令和 22（2040）年には 720,963 人まで減少すると見込まれます。また、同年には 15 歳から 64 歳までの生産年齢人口は 416,258 人まで減少する一方、65 歳以上の高齢者数は 235,604 人まで増加し、高齢化率は 32.7%に達すると見込まれます。

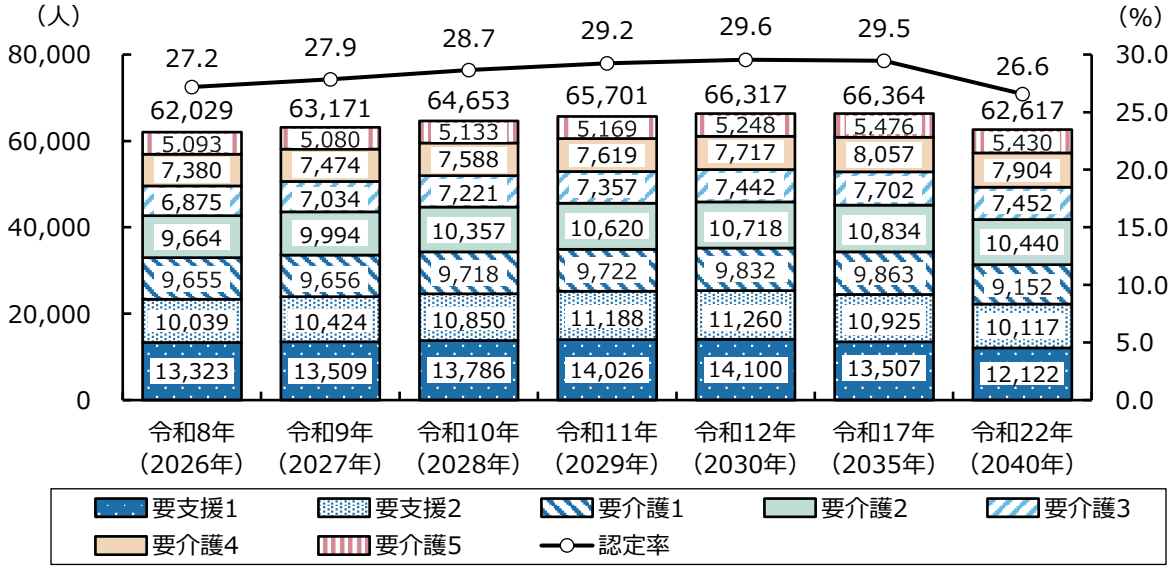
■総人口･年齢３区分別人口･高齢化率の将来推計



資料：令和8（2026）年は堺市住民基本台帳（3月末時点）
令和9（2027）年以降は堺市推計（各年9月末時点の見込み）

堺市の要支援･要介護認定者数の増加傾向は続くと見込まれます。令和 17（2035）年に要支援･要介護認定者数は 66,364 人、認定率は 29.5%となった後、認定者数は減少に転じ、令和 22（2040）年には認定者数は 62,617 人、認定率は 26.6%になると見込まれます。

■要支援･要介護認定者数（第１号被保険者）の将来推計



資料：厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」（各年9月末時点）
（令和8（2026）年は3月末時点）

施策体系

基本理念

安心　すこやか　支え合い　自分らしく暮らし続けられる堺

計画目標・KGI（重要目標達成指標）

【計画目標】

安心で心豊かに暮らし続けられる

すこやかに暮らし続けられる

支え合い暮らし続けられる

【KGI（重要目標達成指標）】

健康寿命

（日常生活に制限のない期間の平均）

【計画策定時※（令和４（2022）年）】

男性：　**72.50 年**

女性：　**73.66 年**

※計画策定時において把握した最新の値

【目標（令和 11（2029）年度）】

男性：　**73.85 年**

女性：　**75.46 年**

高齢者保健福祉施策

【重点施策】	【施策展開】
1 高齢者の状況に応じた自立支援・介護予防・健康増進の一体的な推進	（1）介護予防・フレイル予防の充実・推進 （2）リハビリテーション専門職を活かした取組の推進 （3）サービス・活動事業の推進 （4）生涯にわたるこころと体の健康の増進
2 在宅ケアの充実及び相談支援・連携体制の強化	（1）在宅医療・介護の連携強化 （2）地域包括支援センターの機能強化 （3）総合的な相談支援体制の整備 （4）在宅生活を支援する多様なサービス基盤の充実 （5）家族介護者等への支援の充実 （6）市民への情報提供の充実や意識の啓発
3 介護サービス等の充実・強化	（1）2040 年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備 （2）介護サービスの質の向上 （3）ケアマネジメントの質の向上 （4）介護現場の生産性の向上 （5）費用負担への配慮 （6）介護保険制度に関する啓発・情報提供・苦情相談等 （7）介護給付適正化事業の推進
4 高齢者が安心して暮らし続けられる生活環境の整備	（1）高齢者が安心して暮らし続けられる住まいの確保 （2）高齢者が暮らしやすい生活環境の整備 （3）災害や感染症対策に係る体制整備と支援 （4）高齢者等への見守り支援 （5）頼れる身寄りがいない高齢者等への支援 （6）権利擁護支援の充実 （7）消費者被害防止や特殊詐欺被害防止のための取組推進
5 高齢者の社会参加と生きがい創出の支援	（1）社会参加の機会・情報の提供 （2）地域を支える担い手の確保・育成 （3）地域の通いの場の創出 （4）地域における助け合い活動の推進

認知症施策（市町村認知症施策推進計画）

【重点施策】	【施策展開】
1 「新しい認知症観」の理解促進	（1）「新しい認知症観」の理解促進に向けた普及啓発の推進 （2）認知症サポーター養成講座等の推進 （3）本人発信の機会の創出
2 認知症の人の意思の尊重と支援	（1）認知症バリアフリーの推進と社会参加の機会の確保 （2）認知症の人の意思決定支援及び権利利益の保護の推進 （3）医療・介護人材の養成及び資質の向上
3 認知症の人・家族等の地域での安心な暮らしの支援	（1）多様な主体による支援体制の構築 （2）認知症高齢者等に対する見守りの推進 （3）切れめのない保健医療福祉サービスの提供
4 認知症予防と早期発見・対応の推進	（1）認知症予防に関する啓発及び知識の普及、地域活動の推進 （2）早期発見・早期対応のための連携体制の強化 （3）フレイル予防及び社会参加の促進による認知症予防の推進 （4）行動変容の促進及び継続支援の推進

高齢者保健福祉施策

1 高齢者の状況に応じた自立支援・介護予防・健康増進の一体的な推進

高齢者が主体的に介護予防や健康増進に取り組むことができるよう、身体機能や健康状態の維持・向上に資する多様な取組を展開し、自立支援・介護予防・健康増進を一体的に推進します。要支援・要介護状態への移行防止や重度化防止につなげ、健康寿命の延伸と持続可能な介護保険制度の実現を図ります。

KPI（重要業績評価指標）	計画策定時 （令和 6（2024）年度）	目標 （令和 11（2029）年度）
新規要支援・要介護認定者の平均年齢	80.3 歳	81.6 歳

2 在宅ケアの充実及び相談支援・連携体制の強化

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、医療・介護・生活支援等のサービスを一体的に提供できる体制の整備を進めます。複雑化・複合化する高齢者やその家族等の支援ニーズに対応するため、相談支援体制の強化等を通じて、高齢者を支える在宅ケアの充実を図ります。

KPI（重要業績評価指標）	計画策定時 （令和 7（2025）年度）	目標 （令和 11（2029）年度）
地域包括支援センターの援助件数	183,096 件	198,000 件

3 介護サービス等の充実・強化

利用者が安心して必要な介護サービスを利用できるよう、サービスの質の向上に取り組み、利用環境の充実を図ります。大阪府等と連携し、介護の仕事の魅力向上や介護人材の定着促進、ICT・介護テクノロジーの活用等に関する支援を通じて、介護現場の生産性の向上を図ります。

KPI（重要業績評価指標）	計画策定時 （令和 7（2025）年度）	目標 （令和 11（2029）年度）
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を取得し介護人材の安定的な確保に努めている事業所の割合	80.43%	83.90%

4 高齢者が安心して暮らし続けられる生活環境の整備

高齢者が安心して暮らし続けられるよう、見守りや生活支援、権利擁護支援等、高齢者の暮らしを支える環境の充実を図ります。地域や関係機関等の多様な主体と連携し、頼れる身寄りがいない高齢者等を支える切れめのない支援体制の構築に取り組みます。

KPI（重要業績評価指標）	計画策定時 （令和 7（2025）年度）	目標 （令和 11（2029）年度）
高齢者見守りネットワーク登録事業所数	2,560 件	2,800 件

5 高齢者の社会参加と生きがい創出の支援

高齢者の多様なライフスタイル等に応じた活動機会や地域の通いの場の充実を図り、社会参加を促進します。高齢者が地域社会の担い手として活躍できるよう、地域活動や支え合い活動への参加意欲を醸成し、生きがいの創出につなげます。

KPI（重要業績評価指標）	計画策定時 （令和 6（2024）年度）	目標 （令和 11（2029）年度）
介護予防に資する住民主体の通いの場への参加率	7.67%	10.00%

認知症施策（市町村認知症施策推進計画）

1 「新しい認知症観」の理解促進

認知症に関する正しい知識や理解の普及を図り、「認知症になってからも希望を持ち、自分らしく暮らし続けることができる」という「新しい認知症観」の理解促進に取り組みます。認知症サポーター養成講座等を通じて、認知症の人とその家族への理解を深め、認知症に対する偏見や誤解の解消を図ります。

KPI（重要業績評価指標）	計画策定時 （令和 7（2025）年度）	目標 （令和 11（2029）年度）
認知症サポーター養成人数	＜参考＞ 5,688 人/年 （令和 3（2021）～7（2025）年度の平均）	18,000 人 （令和 9（2027）～11（2029）年度の累計）

2 認知症の人の意思の尊重と支援

認知症の人が本人の希望や価値観に基づいて自分らしく暮らし続けられるよう、意思決定支援や権利擁護支援を推進し、権利利益の保護を図ります。チームオレンジの活動や本人ミーティングの開催等を通じて、認知症の人の社会参加の機会を充実し、地域とのつながりや生きがいの創出を支援します。

KPI（重要業績評価指標）	計画策定時 （令和 7（2025）年度）	目標 （令和 11（2029）年度）
本人ミーティング・家族会等への参加者数	547 人	580 人

3 認知症の人・家族等の地域での安心な暮らしの支援

認知症の人とその家族が地域とのつながりを持ちながら安心して暮らし続けられるよう、相談支援や見守り、保健医療福祉サービスの提供を推進します。認知症地域支援推進員を中心に、地域住民や事業者、関係機関等が連携し、認知症高齢者等を地域全体で支える体制の充実を図ります。

KPI（重要業績評価指標）	計画策定時 （令和 7（2025）年度）	目標 （令和 11（2029）年度）
みまもりあいアプリ導入件数	17,860 件	23,000 件

4 認知症予防と早期発見・対応の推進

認知症に関する正しい知識の普及やフレイル予防、社会参加の促進等を通じて認知症予防を推進します。地域包括支援センターや認知症初期集中支援チーム等の関係機関の連携を強化し、認知症の早期発見・早期対応を進め、適切な相談や必要な支援につなげます。

KPI（重要業績評価指標）	計画策定時 （令和 7（2025）年度）	目標 （令和 11（2029）年度）
介護予防・認知症予防教室参加者数	23,782 人	25,500 人

堺市で、認知症とともに生きる ～本人と家族の声～

本計画の策定に当たっては、認知症の人とその家族を対象にヒアリングを実施しました。ヒアリングでいただいた様々な声を踏まえ、認知症の人の視点に立って施策を推進します。

認知症の人本人

・「本人ミーティングのような場があることで外出のきっかけが生まれ、人とのつながりを保つことができています。共通の悩みや経験を共有することで安心でき、参加すると気持ちが軽くなります。こうした場がもっと充実してほしいと思います。」
―（大阪府認知症希望大使）

ご家族の方

・「本人が混乱しているときは、何に困っているのかを確認しながらゆっくり話を聞き、一緒に考えながら解決するようにしています。」
・「診断後は利用できるサービスの情報が少なく、要介護認定の申請等、多くのことで悩みました。分かりやすい情報提供があると良いと思います。」

介護保険施設等の整備数

（単位：人分）

	現状 令和8（2026） 年度末見込み	計画期間中 整備数	目標 令和11（2029） 年度末
介護老人福祉施設 （広域型特別養護老人ホーム）	*	*	*
介護老人保健施設	*	*	*
介護医療院	*	*	*
地域密着型介護老人福祉施設 （地域密着型特別養護老人ホーム）	*	*	*
認知症対応型共同生活介護 （認知症高齢者グループホーム）	*	*	*
特定施設入居者生活介護	*	*	*

介護保険料

所得段階区分	課税状況		所得段階別対象者	保険料率	保険料年額※1	月額換算※2
第１段階	世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給の方 生活保護受給の方			基準額×0.285	＊円	＊円
	本人が市民税非課税	世帯全員が市民税非課税	公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額 82 万 6,500 円以下の方			
第２段階			公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額82万6,500円を超え120万円以下の方	基準額×0.47	＊円	＊円
第３段階			公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額120万円を超える方	基準額×0.685	＊円	＊円
第４段階		世帯員がいる市民税課税の	公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額82万6,500円以下の方	基準額×0.9	＊円	＊円
第５段階（基準額）			公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額82万6,500円を超える方	基準額×1	＊円	＊円
第６段階	本人が市民税課税		合計所得金額が125万円以下の方	基準額×1.18	＊円	＊円
第７段階			合計所得金額が125万円を超え200万円未満の方	基準額×1.3	＊円	＊円
第８段階			合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.5	＊円	＊円
第９段階			合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	基準額×1.7	＊円	＊円
第 10 段階			合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	基準額×1.9	＊円	＊円
第 11 段階			合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	基準額×2.1	＊円	＊円
第 12 段階			合計所得金額が600万円以上700万円未満の方	基準額×2.3	＊円	＊円
第 13 段階			合計所得金額が700万円以上800万円未満の方	基準額×2.4	＊円	＊円
第 14 段階			合計所得金額が800万円以上900万円未満の方	基準額×2.5	＊円	＊円
第 15 段階			合計所得金額が900万円以上1000万円未満の方	基準額×2.6	＊円	＊円
第 16 段階			合計所得金額が1000万円以上1500万円未満の方	基準額×2.7	＊円	＊円
第 17 段階			合計所得金額が1500万円以上2000万円未満の方	基準額×2.8	＊円	＊円
第 18 段階			合計所得金額が2000万円以上の方	基準額×3	＊円	＊円

※1　各所得段階の保険料年額は、基準額に所得段階別の割合を乗じて得た額の 10 円未満の端数を切上げ
※2　月額換算は、保険料年額を 12 で除して得た額の 1 円未満の端数を四捨五入した額を参考として記載

堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画【令和 9（2027）～11（2029）年度】
令和 9（2027）年 3 月

■編集・発行：堺市健康福祉局長寿社会部長寿支援課
〒590-0078　堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
TEL　072-228-8347　FAX　072-228-8918
ホームページ　https://www.city.sakai.lg.jp/
堺市配架資料番号　＊-＊＊-＊＊-＊＊＊＊

QR コード